

宗像市・玄海町現況課題調査票

[様式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
10	協議項目	地方税の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題
<p>市民税</p> <p>1. 個人市民税</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 均等割 <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,500円/年 ・非課税基準 315,000円/年 (給与所得者標準世帯で所得金額1,431千円) <p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税基準 350,000円 (給与所得者標準世帯で所得金額1,720千円) <p>2. 法人市民税</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+所得割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割 <p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>法人税割</p> <p>14.7%</p>	<p>町民税</p> <p>1. 個人町民税</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 均等割 <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000円/年 ・非課税基準 280,000円/年 (給与所得者標準世帯で所得金額1,272千円) <p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税基準 350,000円 (給与所得者標準世帯で所得金額1,720千円) <p>2. 法人町民税</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+所得割 ・町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所、事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割 <p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>法人税割</p> <p>標準税率 12.3%</p>	<p>均等割の税率が異なる (宗像市2,500円/年 玄海町2,000円/年) 均等割の非課税基準が異なる</p> <p>法人税割の税率が異なる</p>

宗像市・玄海町現況課題調査票

[様式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
10	協議項目	地方税の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題
<p>固定資産税</p> <p>納税義務者 固定資産の所有者</p> <p>税率 標準税率 1.4%</p> <p>課税標準 固定資産の価格(土地、家屋、償却資産)</p> <p>納期限 4月30日、7月31日、12月28日、2月末日</p> <p>特別土地保有税</p> <p>納税義務者 当該土地の所有者又は取得者</p> <p>税率 保有分 100分の1.4% 取得分 100分の3.0%</p> <p>課税標準 土地の取得価格</p> <p>免税点 5,000㎡未満</p>	<p>固定資産税</p> <p>納税義務者 固定資産の所有者</p> <p>税率 標準税率 1.4%</p> <p>課税標準 固定資産の価格(土地、家屋、償却資産)</p> <p>特別土地保有税</p> <p>納税義務者 当該土地の所有者又は取得者</p> <p>税率 保有分 100分の1.4% 取得分 100分の3.0%</p> <p>課税標準 土地の取得価格又は補正価格</p> <p>免税点 10,000㎡未満</p>	<p>土地評価方式 玄海町 ・平成15年度一部路線価方式(鐘崎、上八、神湊) ・平成18年度全部路線価方式へ移行</p> <p>宗像市 ・平成12年度市街化区域路線価方式へ移行 ・平成15年度全部路線価方式へ移行</p> <p>宅地比準の評価割合が異なる (宗像市25%~100% 玄海町10%)</p> <p>土地台帳の整理が異なる (宗像市無し 玄海町有り)</p> <p>特別土地保有税審議会 ・宗像市5人(一般3人、職員2人) ・玄海町5人(一般3人、職員2人)</p> <p>免税点が異なる (宗像市5,000㎡、玄海町10,000㎡)</p>

宗像市・玄海町現況課題調査票

[様式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
10	協議項目	地方税の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題																																																																												
<p>軽自動車税</p> <p>納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者</p> <p>税率</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 別</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原動機付</td> <td>50CC以下のもの</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>90CC以下のもの</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>125CC以下のもの</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自転車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪のもの</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>もっぱら雪上を走行するもの</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識 宗像市</p>	区分	種 別	税率	原動機付	50CC以下のもの	1,000	90CC以下のもの	1,200	自転車	125CC以下のもの	1,600	ミニカー	2,500	小型特殊 自転車	農耕作業用	1,600	その他のもの	4,700	軽自動車	2輪のもの	2,400	3輪のもの	3,100	4輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	もっぱら雪上を走行するもの	2,200	2輪の小型自動車	4,000	<p>軽自動車税</p> <p>納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者</p> <p>税率</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 別</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原動機付</td> <td>50CC以下のもの</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>90CC以下のもの</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>125CC以下のもの</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自転車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪のもの</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>もっぱら雪上を走行するもの</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識 玄海町</p>	区分	種 別	税率	原動機付	50CC以下のもの	1,000	90CC以下のもの	1,200	自転車	125CC以下のもの	1,600	ミニカー	2,500	小型特殊 自転車	農耕作業用	1,600	その他のもの	4,700	軽自動車	2輪のもの	2,400	3輪のもの	3,100	4輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	もっぱら雪上を走行するもの	2,400	2輪の小型自動車	4,000	<p>雪上車の税率が異なる (宗像市2,200円 玄海町2,400円) <準則では2,400円になっている> 新名称に併せて原動機付自転車及び小型特殊自動車の 標識の変更が必要である</p>
区分	種 別	税率																																																																												
原動機付	50CC以下のもの	1,000																																																																												
	90CC以下のもの	1,200																																																																												
自転車	125CC以下のもの	1,600																																																																												
	ミニカー	2,500																																																																												
小型特殊 自転車	農耕作業用	1,600																																																																												
	その他のもの	4,700																																																																												
軽自動車	2輪のもの	2,400																																																																												
	3輪のもの	3,100																																																																												
	4輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500																																																																										
			自家用	7,200																																																																										
		貨物	営業用	3,000																																																																										
			自家用	4,000																																																																										
もっぱら雪上を走行するもの	2,200																																																																													
2輪の小型自動車	4,000																																																																													
区分	種 別	税率																																																																												
原動機付	50CC以下のもの	1,000																																																																												
	90CC以下のもの	1,200																																																																												
自転車	125CC以下のもの	1,600																																																																												
	ミニカー	2,500																																																																												
小型特殊 自転車	農耕作業用	1,600																																																																												
	その他のもの	4,700																																																																												
軽自動車	2輪のもの	2,400																																																																												
	3輪のもの	3,100																																																																												
	4輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500																																																																										
			自家用	7,200																																																																										
		貨物	営業用	3,000																																																																										
			自家用	4,000																																																																										
もっぱら雪上を走行するもの	2,400																																																																													
2輪の小型自動車	4,000																																																																													

宗像市・玄海町現況課題調査票

[様式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
10	協議項目	地方税の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題
<p>たばこ税</p> <p>納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>税率 紙巻たばこ1,000本につき 2,668円 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 1,266円</p> <p>都市計画税</p> <p>納税義務者 市街化区域の土地、家屋所有者</p> <p>税率 0.2%</p> <p>免税点 固定資産の価格(土地、家屋)</p> <p>入湯税</p> <p>なし</p>	<p>たばこ税</p> <p>納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>税率 標準税率 紙巻たばこ1,000本につき 2,668円 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 1,266円</p> <p>都市計画税</p> <p>なし</p> <p>入湯税</p> <p>納税義務者 鉱泉浴場</p> <p>税率 150円/日</p> <p>課税免除 有</p>	<p>なし</p> <p>都市計画区域の設定と線引き ・都市計画事業費としての目的税の住民の理解</p> <p>なし</p>

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況 課 題 調 査 票

[様 式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
10	協議項目	地方税の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題
<p>その他税務に関すること</p> <p>前納報奨金 ・平成12年度から廃止</p> <p>還付不能過誤納金 ・平成3年度以降、地方自治法第232条の2の規定に基づき返還 ・課税台帳が存在する昭和58年度まで遡及している</p>	<p>その他税務に関すること</p> <p>前納報奨金 ・制度有り (100分の0.5) ・町県民税、固定資産税</p> <p>還付不能過誤納金 ・返還事例なし</p>	<p>報奨金交付・不交付の公平性の課題 ・経過措置の活用</p> <p>地方税法以外の返還取り扱いが異なる ・返還基準の明確化</p>